

# E i w a N e w s

寄附金控除及び雑損控除について（所得税確定申告）

平成 24 年 2 月  
( No. 079 )

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。  
そこで今回は、所得税の確定申告における所得控除の中から寄附金控除及び雑損控除についてご紹介します。

## I 所得控除

所得控除は、所得税を計算する際に、各個人の生活状況に配慮し、所得金額から一定金額を控除する制度で、以下の項目があります。

人的所得控除	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除 寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除
物的所得控除	寄附金控除、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除 生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除

## II 寄附金控除

寄附金控除は、支出した特定寄附金の額が 2,000 円を超える場合に適用することができます。

### 1. 特定寄附金

国、地方公共団体や一定の法人（日本赤十字社など）に対する寄附金等（特定寄附金）が寄附金控除の対象となります。ただし、学校の入学に関してするものや寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金には該当しません。

### 2. 控除額

次のいずれか少ない金額です。

- (1) 特定寄附金の額の合計額 - 2,000 円
- (2) 総所得金額等 × 40% - 2,000 円

ただし、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間内に国や著しい被害が発生した地方公共団体に対して直接寄附した義援金等、及び日本赤十字社などの一定の法人・募金団体へ「東日本大震災義援金」として寄附した義援金等（震災関連寄附金）については、総所得金額の 80%相当額が限度です。

### 3. 有利選択

寄附金のうち一定のものについては、寄附金控除（所得控除）と税額控除のいずれか有利な制度を選択することができます。

#### 4. 手続等

寄附金控除を受けるためには、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、領収書などの書類を添付する必要があります。

### Ⅲ 雑損控除

雑損控除は、災害、盗難または横領によって資産に損害を受けた場合に適用することができます。

#### 1. 対象となる資産

雑損控除の対象となる資産は、原則として、納税者又は納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有するもので、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産に限られます。

#### 2. 損失の金額の計算方法

損失の金額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等により補てんされる金額

(1) 損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその対象となる資産の時価を基にして計算した損害の額です。

(2) 災害関連支出の金額とは、災害などにより滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額です。

(3) 保険金等により補てんされる金額とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。

#### 3. 控除額

次のいずれか多い金額です。

(1) 損失の金額 - 総所得金額等 × 10%

(2) 損失の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

なお、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、その控除しきれない金額を翌年以後3年間（東日本大震災に関連する金額については5年間）繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

#### 4. 有利選択

災害による損害で一定のものについては、雑損控除と災害減免法に定める制度のいずれか有利な方を選択することができます。

#### 5. 手続等

雑損控除を受けるためには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付する必要があります。

今回の確定申告の期限は、平成24年3月15日（木）です。

なお、ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますようお願いいたします。